

大 阪

ベトナム
フードフェスティバル大阪
Lễ hội Việt Nam

Vietnam Food Festival OSAKA 2025

出店のご案内

開催日：6/14(sat) - 15(sun)

会 場：花博記念公園鶴見緑地

必ず資料をご確認の上、お申し込みください。

ベトナムフードフェスティバル大阪2025実行委員会事務局

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-14-5 石川ビル (株)アイエス内

TEL 03-5614-0722 / FAX 03-3666-8397 (担当 川島)

E-mail vf25@vietnamfes.net

ベトナムの料理や文化を広く一般に紹介するイベント、「ベトナムフードフェスティバル大阪2025」を下記の通り開催いたします。

当フェスティバル開催にあたり、一緒に盛り上げていただける出店者様を募集します。出店要項をご確認の上、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

ベトナムフードフェスティバル大阪2025実行委員会

【開催概要】

■名称：ベトナムフードフェスティバル大阪2025

■日程：2025年6月14日(土) 10:00～20:00
6月15日(日) 10:00～19:00

■会場：花博記念公園鶴見緑地 中央通り、噴水広場
(大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-163)

■入場料：入場無料 ※雨天決行 荒天中止

■出店対象：営業許可を持つベトナム料理店、およびベトナムに関する商品を扱っている店舗・企業、ベトナムに関する事業を行っている自治体・団体、NGO・NPOなど

■来場者数：約8万人を想定（2日間合計）

■主催：ベトナムフードフェスティバル2025大阪実行委員会／在大阪ベトナム総領事館
(実行委員長 ゴー・チン・ハー 在大阪ベトナム総領事)

■後援：ベトナム外務省、ベトナム文化スポーツ観光省、外務省、出入国在留管理庁、国際機関日本アセアンセンター、日本アジア共同体文化協力機構、大阪府、大阪市

【会場へのアクセス】

地下鉄長堀鶴見緑地線「鶴見緑地」駅下車すぐ。

本番中の車両の留置きは、公園内もしくは近隣の有料駐車場をご利用ください。

会場



2. 出店条件

【出店条件】 ※下記の条件をお守りいただける方とさせていただきます。

- ・「ベトナムフェスティバル」の趣旨に賛同し、出店規則、会場規則等を守っていただける方
- ・2日間イベントにご参加いただける方 ※1日のみの出店は不可
- ・提出書類の提出期限や出店料の支払い期日を守っていただける方

※出店内容は日越の文化交流を目的とした、飲食、物販、展示、サービス紹介などとしてください。許可を得ていない宗教、政治、ネットワークビジネス、募金活動など文化交流に関係ないものは実施出来ません。

【出店料金】 ベトナムフードフェスティバル大阪2025

出店カテゴリー	募集数	出店料(税込)	ブースサイズ／基本付帯設備
飲食ブース (テント)	30ブース	240,000円	テント間口3.6m×奥行3.6m 床面養生／机2台(W1,800×D600×H700) 椅子2脚／電源1.5kW(100V)／LED灯／ 消火器／シンク／給水タンク(20ℓ×2個)／ 排水タンク(20ℓ×2個) ※保健所 臨時営業許可申請手数料含む
ケータリングカー		180,000円	土間渡し 車両1台分のスペース ※電源1.5kW(100V)供給 ※大阪府の営業許可書(自動車)が必要です。
食材系物販ブース	30ブース	180,000円	テント間口3.6m×奥行3.6m 机2台(W1,800×D600×H700)／椅子2脚／ 電源1.0kW(100V)／LED灯
物販ブース		170,000円	テント間口3.6m×奥行3.6m 机2台(W1,800×D600×H700)／椅子2脚／ 電源1.0kW(100V)／LED灯

【注意事項】

- ※出店料は2日間、保健所申請手数料、電気代、水道代、ゴミ処理費、消費税込みの金額です。
- ※会場内に水汲み場、調理器具などの洗浄用として、共同水場を設置します。
- ※飲食店は会場で飲食していただく飲食物の提供、食材系物販店は持ち帰りを前提とした商品の販売です。
- ※ご出店内容により出店カテゴリーを判断させていただきます。
- ※同一業種による出店数に上限を設けますので、お早めにお申し込みください。
- ※上記の募集数は申し込み状況により変更になる場合があります。

4. 提出書類 (お申込みの際にご提出いただくもの)

飲食出店(テント)

- 出店申込書
- 飲食店営業許可書／露店営業許可書のコピー(お持ちの方は両方ご提出ください。)
- 食品衛生責任者資格証のコピー
- 登記簿謄本 全ページのコピー(法人の場合のみ)
- PL保険加入証のコピー ※現在、保険未加入の方は本番までにご加入ください。

飲食出店(ケータリングカー)

- 出店申込書
 - 営業許可書(自動車)のコピー
 - 車検証のコピー
 - PL保険加入証のコピー ※現在、保険未加入の方は本番までにご加入ください。
- ※大阪府の営業許可をお持ちでない方は、ご自身で新規取得してください。

物販・展示出店

- 出店申込書
- (食品の取扱いがある場合) 食材の商品リスト

出店申込書をご提出いただいただけでは出店確定とはなりません。

申込受付期間

4月18日(金)締切

※上記のスケジュールは都合により変更になる場合があります。

出店確定通知

随時

出店料ご入金期日

5月16日(金)

■出店確定までの流れ

- ①出店申込書と添付資料を事務局までご提出ください。
↓
- ②事務局でご出店内容を審査いたします。
※申込内容に不備がある場合はご出店いただけませんので、ご注意ください。
※ご出店内容がイベント趣旨と合っていない場合は、ご出店いただけません。
↓
- ③出店確定通知 ※出店確定通知と合わせて出店料ご請求書をお送りします。
↓
- ④期日までに出店料をお支払いください。
↓
- ⑤出店に必要な書類をご提出ください。

■出店場所の決定について

出店場所は、事務局側で決定させていただきます。
ご希望を承ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

■キャンセル規定

都合により出店を取り止める場合は、必ず事務局までご連絡ください。
キャンセルのタイミングによりキャンセル料が発生しますので、ご注意ください。
ご入金期限までに出店料をご入金いただけない場合は、出店者様都合によるキャンセル扱いとなります。

【キャンセル料規定】

4月30日まで	キャンセル料はかかりません。
5月1日～5月14日まで	出店料の50%
5月14日以降	出店料の100%

※台風、大地震、火事、感染症拡大、その他やむを得ない事情により政府、行政、公園管理事務所などから中止要請があった際は、開催中止となる場合があります。
基本、中止に伴う出店料の返金や準備費用の補償はありませんが、中止理由や中止決定のタイミングによって変わる場合もありますので、別途協議の上ご案内いたします。

出店が決定した店舗には出店マニュアル、提出書類一式をお送りしますので、出店マニュアルをご確認の上準備をお進めください。
また、提出書類は期日厳守のご協力をお願いいたします。

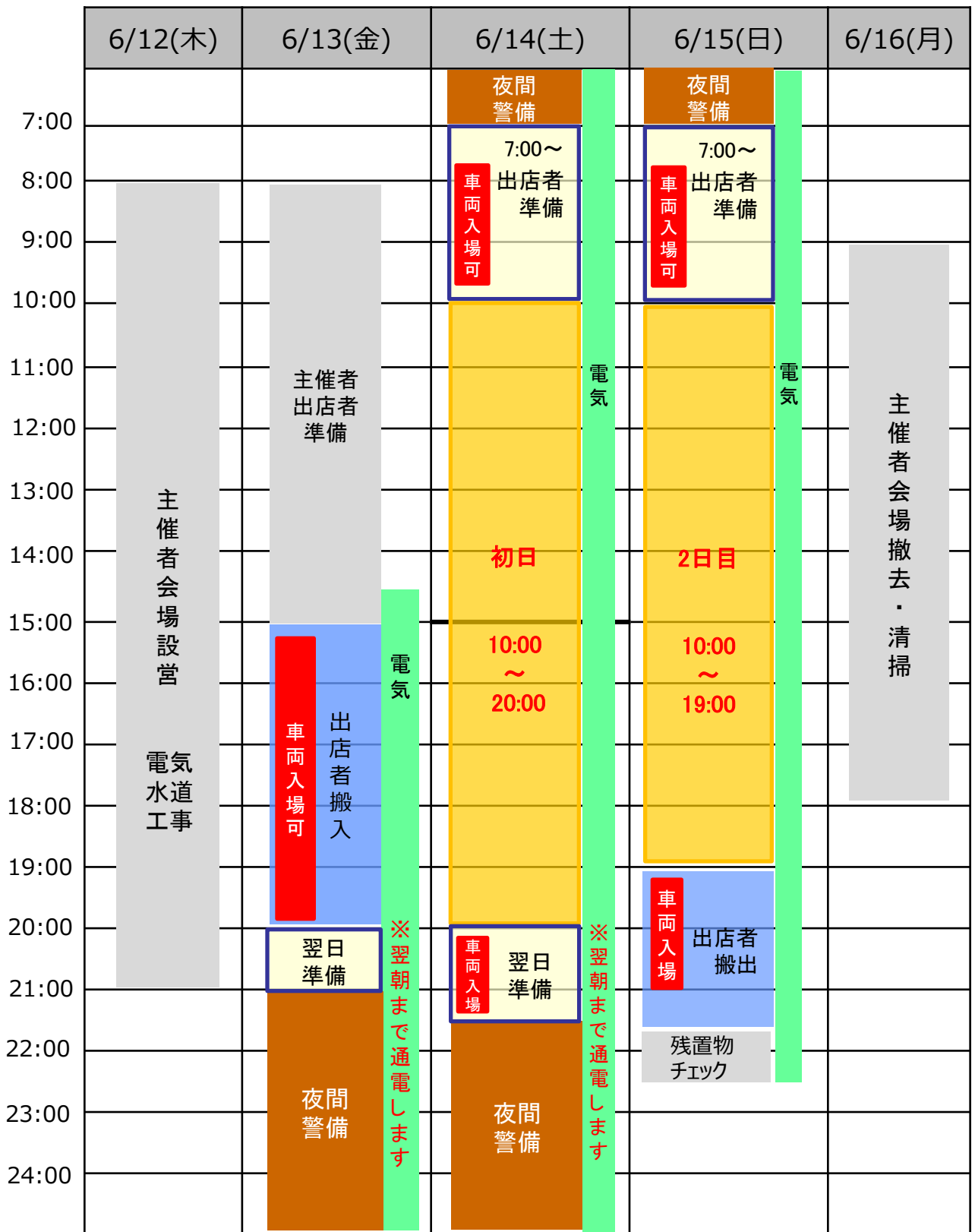
6. お申込先

ベトナムフードフェスティバル大阪2025実行委員会事務局
E-mail vf25@vietnamfes.net

7. 全体スケジュール(仮)

大阪

設営～撤去までのスケジュールは下記のとおり予定しています。



※上記の内容は今後の調整の中で変更になる場合があります。

■提供メニューの制限について

テントでの露店営業は設備が簡易な為、提供できるメニューに制限があります。下記の条件をお守りいただいた上、保健所の指導に従ってください。

- ①簡易的な調理工程である事。
(事前に仕込んだ材料を持ち込んで、テントでは最終工程のみ可)
- ②提供する直前に加熱されている事。

保健所の指導により、提供できないメニューがありますので、あらかじめご了承ください。
 ※例えば、タピオカドリンク、生搾りさとうきびジュースなどは提供不可です。
 ※米飯を取り扱う場合や、直前加熱した食品同士を合わせる場合は、1品目のみとなります。

■飲食店の営業許可申請、食材物販の届出に関して

- ・飲食ブース(テント)でご出店される方は、露店の飲食店営業許可が必要です。
現在、お持ちでない出店者様は、新規取得します。
- ・ケータリングカーでご出店される方は、大阪府発行の許可書が必要です。
大阪府発行の許可書をお持ちでない場合は新規取得をお願いします。
※令和3年6月1日以前の許可書の場合は、大阪市内一円の許可書が必要です。
- ・物販ブースで食材の取り扱う場合も保健所への届け出が必要です。

保健所申請・届出などの手続きは事務局がまとめて代行いたします。
保健所申請に必要な書類をご案内しますので、期日までにご提出ください。

※ケータリングカー営業許可書の新規取得については出店者様の方でお手続きください。

■保健所申請手続きスケジュール

- 4/下旬 保健所申請に必要な書類をメールでご案内
 ↓
 5/月上旬 必要事項ご記入の上、事務局へメールで提出
 ↓
 5/下旬 事務局で全店舗分取りまとめて保健所申請手続きをします。
 ↓
 当日 本番日の朝に管轄保健所による設備確認があります。
 この検査で不備が無ければ、営業許可が出ます。
 ↓
 営業開始

万一、設備の不備があった場合、営業許可が出ませんのでご注意ください。
 その場合は出店者様都合によるキャンセルとなり、出店料の返金はございませんので、ご了承ください。
 ※上記のスケジュールは書類の提出状況などの事情により変更になる場合があります。

■関係者用食券の配布および精算について

当日、関係者(協賛社、ステージ出演者、ボランティア、事務局スタッフ)を対象に食券(500円券)を配布します。着券した際は現金と同様にお取り扱いいただき、終了まで保管してください。食券は最終日に事務局で現金に換金いたします。
換金は1枚あたり@400円となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

飲食ブース出店者様は、下記の設備、備品を必ずご用意ください。

1	冷蔵設備（冷蔵庫、クーラーボックスなど）※温度計を設置してください。
2	フタ付きの器具食器保管庫（衣装ケースなど）
3	フタ付きゴミ箱
4	アルコール消毒液
5	ハンドソープ
6	キッチンペーパー

露店営業を行う皆さんへ

露店（出店の都度組み立てる組立式店舗または屋台）において、食品の調理及び提供等を行う場合は、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となります。

露店での営業は、限られた施設設備での営業となるため、以下の事項を遵守していただく必要があります。

1 必要な設備（イメージ図）



2 露店でできるメニュー 簡単な調理でできるものだけです。



焼き鳥・フランクフルトなど **直前加熱のもの**



簡単な飲料の調製



かき氷、わらびもち

*使用する氷は既製品
※わらびもちは、きな粉をまぶす行為だけ

以下の例のように米飯を取り扱う場合や直前加熱した食品同士を組み合わせる場合は同時に取り扱うメニューは **1品目のみ**となります。（上記品目と同時に取り扱うことはできません。）



ご飯の取り扱い
(直前加熱した食品を組み合わせるのみ)

*米飯は65℃以上で衛生的に保管
*米飯に具材を加えて炒めるなどの調理加工はできません。



直前加熱した食品を組み合わせる
(焼いたパン+焼いたソーセージ)

※米飯の取扱いや直前加熱した食品同士の組み合わせを行うには**改正後の食品衛生法に基づく許可が必要です。**(令和3年5月31日までに取得した許可ではできません。)

※1品目とは、同じ調理工程等に分類される食品群をいいます。